

## 道路運送法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 道路運送法施行令の一部改正

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）の事業の休止の届出に係る国土交通大臣から地方運輸局長に委任された権限の運輸監理部長又は運輸支局長への委任を廃止すること。

### 第二 施行期日

この政令は、道路運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十二月二十日）から施行する  
こと。